

## 香川県条例第10号

香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例及び香川県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

(香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）、同条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）<u>第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号</u>の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 令<u>第1条第1項第8号及び第2項第7号</u>に規定する条例で定める構造設備の基準のうち、浴室については、次のとおりとする。</p> <p>（1）外部から見通すことができない構造であること。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p>	<p>香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）、同条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）<u>第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号</u>の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 令<u>第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号</u>に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）和式の構造設備による客室には、寝具を収納するための押入れ又はこれに類する保管設備が設けられていること。ただし、客室外に寝具を収納することができる設備が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>（2）簡易宿所営業の施設において階層式の寝台を有する場合は、寝台の幅は0.9メートル以上、長さは2.1メートル以上であること。</p> <p>（3）浴室の構造設備は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 浴室は、耐水性材料で構築されていること。</p> <p>イ 浴室は、外部から見通すことができず、かつ、適当に湯気の排出を行うことができる構造であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p>

ア・イ 略  
(4)～(9) 略  
(10) 略  
ア～エ 略  
(11) 略  
2 略

(ア)・(イ) 略  
オ～ヨ 略  
サ 略  
(ア)～(エ) 略  
シ 略

2 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって前項に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

#### (下宿営業の施設の構造設備の基準)

第3条 令第1条第4項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の数は、3室以上であること。
- (2) 客室の床面積は、それぞれ5平方メートル以上であること。
- (3) 客室にはそれぞれ押入れが設けられていること。

#### (社会教育に関する施設その他の施設等)

第4条 略

#### (換気及び採光)

第4条 旅館業の施設は、窓その他の開口部を適宜開閉する等により換気及び採光が十分に保たれなければならない。

#### (照明)

第5条 旅館業の施設の照明の基準は、宿泊者の安全上及び衛生上必要な照度を満たすこととする。

#### (換気及び採光)

第5条 営業の施設は、窓その他の開口部を適宜開閉する等により換気及び採光が十分に保たれなければならない。

#### (照明)

第6条 営業の施設の照明の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室、応接室及び食堂 40ルクス以上
- (2) 浴室及び洗面所 20ルクス以上
- (3) 廊下、階段及び便所 10ルクス以上

#### (防湿)

第6条 旅館業の施設の防湿の基準は、雨水及び汚水が支障なく排水できることとする。

第7条 営業の施設の防湿の基準は、雨水及び汚水が支障なく排水できることとする。

(清潔)

第7条 旅館業の施設の清潔を保つための措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 随時清掃を行い、常に、旅館業の施設の内外を清潔にすること。
- (2) ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(浴室の衛生管理)

第8条 略

(1) 浴用に供する湯水は、第2条第1項第3号の水質基準に適合させるとともに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア～ウ 略

(2) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保管するとともに、その結果が第2条第1項第3号の水質基準に適合していないときは、直ちにその旨を知事に報告すること。

(3)～(12) 略

2 略

(寝具の衛生管理)

第9条 略

(1) 寝衣、敷布、布団カバー、枕カバーその他の直接身体に接するものは、使用者の異なるごとに清潔なものと取り替えること。

(2) 寝具は、随時、適当な方法により消毒に努め、衛生に注意して保管すること。

(衛生措置の基準の特例)

(清潔)

第8条 営業の施設の清潔を保つための措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 随時清掃を行い、常に、営業の施設の内外を清潔にすること。
- (2) ねずみ、こん虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(客室の定員)

第9条 客室の定員の基準は、次のとおりとする。

- (1) ホテル営業及び旅館営業にあっては、洋室の構造設備による客室については4.5平方メートルにつき1人、和室の構造設備による客室については3.5平方メートルにつき1人
- (2) 簡易宿所営業にあっては2.5平方メートルにつき1人
- (3) 下宿営業にあっては3.5平方メートルにつき1人

(浴室の衛生管理)

第10条 浴室についての措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浴用に供する湯水は、第2条第1項第3号エの水質基準に適合させるとともに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。  
ア～ウ 略
  - (2) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保管するとともに、その結果が第2条第1項第3号エの水質基準に適合していないときは、直ちにその旨を知事に報告すること。
- (3)～(12) 略
- 2 略

(寝具の衛生管理)

第11条 寝具についての措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝衣、敷布、ふとんカバー、まくらカバーその他の直接身体に接するものは、使用者の異なるごとに清潔なものと取り替えること。
- (2) 寝具は、随時、日光にさらす等適当な方法により消毒に努め、衛生に注意して保管すること。

(衛生措置の基準の特例)

第10条 第2条第2項の規定は、第5条に定める基準について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第5条」と、「これらの」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

第11条 略

(香川県環境美化の促進に関する条例の一部改正)

第2条 香川県環境美化の促進に関する条例（平成5年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業並びに旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業並びに旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者は、空き缶等の散乱の防止に関し、旅行者の協力が得られるように努めなければならない。</u></p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業及び同条第4項に規定する簡易宿所営業並びに旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業並びに旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者は、空き缶等の散乱の防止に関し、旅行者の協力が得られるように努めなければならない。</u></p>

#### 附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。